

屋外広告物における許可の未更新の対応について

建設部

1 許可の未更新の概要

屋外広告物については、都市の美観や風致の維持及び公衆に対する危害防止を目的に、千葉県屋外広告物条例に基づき規制を行っている。

許可地域（都市計画区域など）で許可基準に適合した屋外広告物を設置する者には、3年以内の期間を定めて許可書を交付しているが、過去の台帳やデータをもとに現地を調査したところ、許可の更新及び除却がされていないものが確認され、許可の更新及び除却の手續を促しているところである。

2 許可の状況

日付	2月12日	4月19日
許可申請	306件	306件
除却済	146件	151件
許可期間中	56件	82件
期限切れ(要許可申請)	104件	73件

3 対応の状況

- (1) 許可期限切れの設置者に更新申請の手續をするよう通知するとともに、屋外広告物の申請に携わった屋外広告物業者に安全管理を徹底するよう通知した。
- (2) 許可の（更新）申請の手續について、広報きみつ及び市ホームページで周知を図っている。
- (3) 許可の申請者等にパンフレットを配布することで、条例の啓発を図るとともに、適正な安全管理を呼び掛けている。
- (4) 台帳で許可満了予定者を把握し、更新の事前通知を行うことで、許可の更新手續等を促している。

4 今後の対応

- (1) 許可期限切れの設置者に許可の更新申請の手續等をするよう促す。
- (2) 今後、屋外広告物のパトロールを実施する。